

掘削工事で発生した残土の 適正な処分について



建設発生土を場外処分する場合、あらかじめ汚染の有無を確認することが大切です

土壌調査の流れ

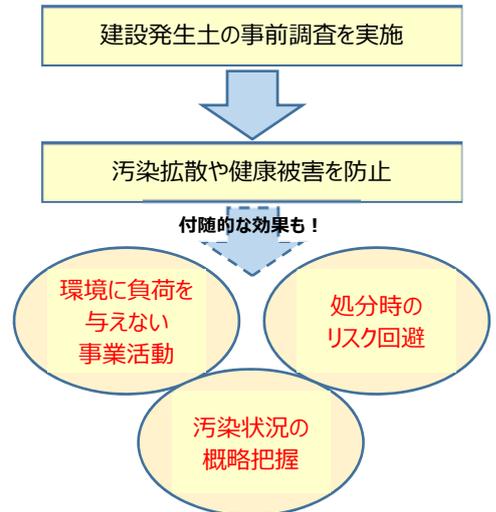
汚染土壌には人体に有害な物質が含まれており、不法投棄など、汚染土壌の不適正処理による汚染拡散や健康被害を防止することが望めます。

企業の社会的責任として、環境に負荷を与えない事業活動を行うことが必要です。汚染されていないと自己判断して建設発生土を処分先に持ち込んだ後に汚染が確認され、お金と時間をかけて回収する事態となった事例もあります。

残土の調査を実施することでお客様の土地の土壌汚染状況の概略を把握する機会ともなります。

→ 場外処分する前に汚染の有無を確認することが重要！

図. 調査を行うことで得られる効果



なぜ汚染が見つかるの？

事業活動において有害物質を使用していた場合だけでなく、使用の履歴がない場合にも汚染が見つかることがあります。

- ・使用履歴あり：有害物質を含む原材料が事故などで流出した場合、有害物質を含む排水が漏えいした場合など
- ・使用履歴なし：造成時の盛土由来、一世代前の事業活動によるもの、自然的原因など

条例が厳しくなっています！

常に法令や都道府県条例などの動向を観察し、改正などの場合には迅速に対応しています。

関東圏では埼玉県や千葉県など、中京圏では岐阜県など、関西圏では京都府や和歌山県など、独自の条例で規制を設ける自治体が数多く存在します。最近では大阪府にも残土条例が制定されました。

また、処分場が独自に受け入れ基準を設定している場合もあります。

法律や条例に精通した経験豊富なスタッフが地域を問わず、的確にアドバイスいたします！



建設発生土の調査風景

分析のご相談、ご用命は

株式会社環境総合リサーチは株式会社建設技術研究所（CTI）グループの一員です。



株式会社
環境総合リサーチ
Environmental Research & Solutions co., Ltd.

e-mail : contact@ctiers.co.jp URL : http://www.ctiers.co.jp/

本社・けいはんな事業所：〒619-0237 京都府相楽郡精華町光台二丁目3番9
Tel.0774-41-0200 Fax.0774-95-6510
中部事業所：〒444-0012 愛知県岡崎市栄町4丁目1番地
Tel.0564-21-0062 Fax.0564-65-5277
東京事業所：〒135-0016 東京都江東区東陽6丁目5-6
Tel.03-6666-0570 Fax.03-6666-0571